

○平成23年度末種別毎都市公園等整備現況

H24.3.31現在

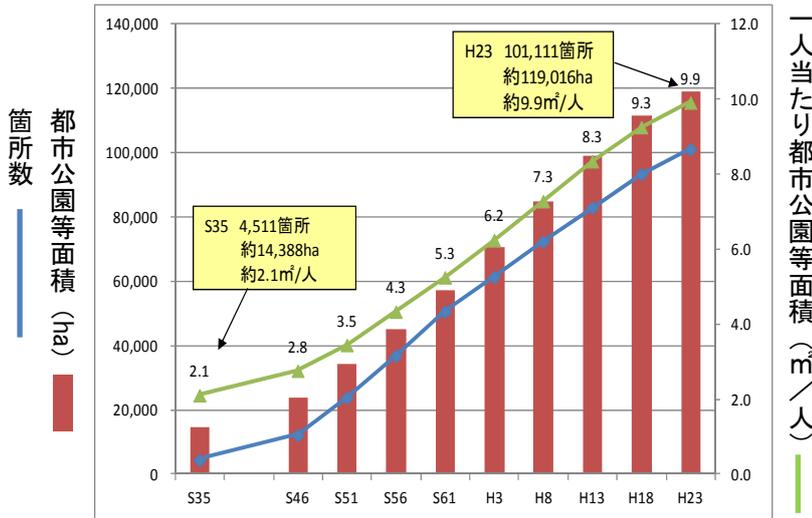
	平成23年度末		平成22年度末(参考)		備考
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
住区基幹公園	88,118	32,658	87,057	32,431	カントリーパーク含む ()内の数字はカントリーパークを示す
街区公園	80,951	13,375	79,945	13,275	
近隣公園	5,446	9,779	5,399	9,681	
地区公園	1,721	9,503	1,713	9,475	
	(179)	(1,384)	(181)	(1,394)	
都市基幹公園	2,115	37,201	2,105	36,598	
総合公園	1,318	24,870	1,312	24,358	
運動公園	797	12,332	793	12,240	
大規模公園	215	14,879	217	15,078	
広域公園	209	14,323	211	14,526	
レクリエーション都市	6	556	6	552	
緩衝緑地等	10,646	31,256	10,478	30,988	
特殊公園	1,310	13,386	1,300	13,445	
緩衝緑地	226	1,712	227	1,672	
都市緑地	7,795	14,448	7,684	14,211	
都市林	124	439	117	423	
広場公園	324	371	316	345	
緑道	867	901	834	892	
国営公園	17	3,023	17	2,961	
合計	101,111	119,016	99,874	118,056	H23末整備水準 9.9㎡/人

※ 都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園（カントリーパーク）を指す。

都市公園等の種類（参考）

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	都市林	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
	広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息地等の利用に供することを目的として配置する。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
	国営公園	一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

○都市公園等面積の推移



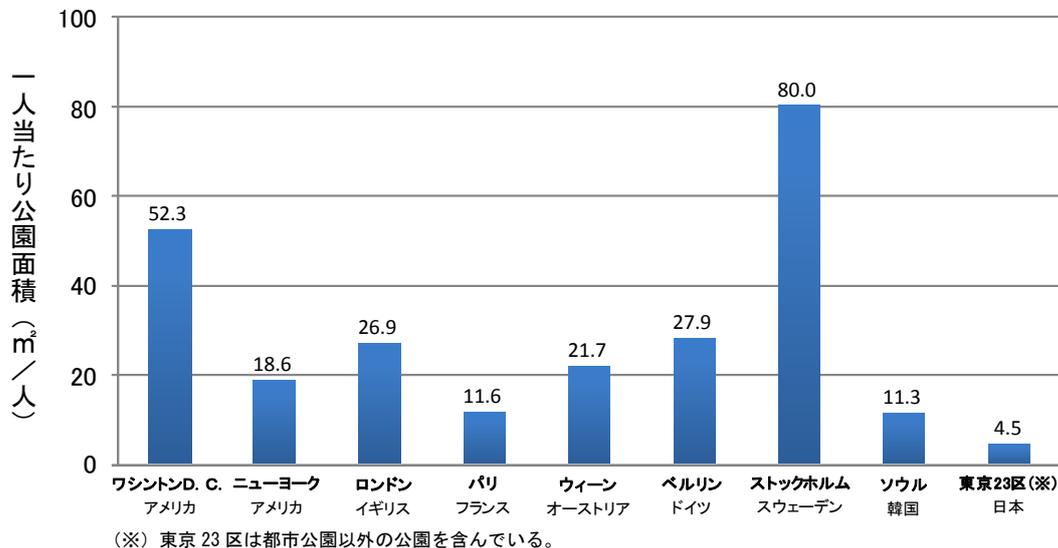
年度	箇所数	面積 (ha)	前年度との比較 (ha)	1人当たり都市公園面積 (m ² /人)
H13	83,008	98,974	3,035	8.3
H14	84,994	100,968	1,993	8.5
H15	86,889	103,865	2,897	8.7
H16	89,216	106,370	2,506	8.9
H17	91,663	109,178	2,808	9.1
H18	93,399	111,307	2,129	9.3
H19	95,207	113,207	1,900	9.4
H20	96,808	114,990	1,783	9.6
H21	98,495	116,529	1,539	9.7
H22	99,874	118,056	1,527	9.8
H23	101,111	119,016	960	9.9

○都道府県別一人当たり都市公園等面積現況

H24. 3. 31現在

都道府県名	一人当たり公園等面積 (m ² /人)	都道府県名	一人当たり公園等面積 (m ² /人)	都道府県名	一人当たり公園等面積 (m ² /人)	政令指定都市名	一人当たり公園等面積 (m ² /人)
北海道	36.4	岐阜県	9.9	佐賀県	11.0	札幌市	12.2
青森県	17.3	静岡県	9.1	長崎県	13.4	仙台市	12.8
岩手県	14.2	愛知県	7.7	熊本県	9.2	さいたま市	5.1
宮城県	19.1	三重県	9.7	大分県	12.7	千葉市	9.1
秋田県	20.0	滋賀県	8.6	宮崎県	21.2	東京特別区	3.1
山形県	18.9	京都府	11.6	鹿児島県	13.4	横浜市	4.8
福島県	12.5	大阪府	5.4	沖縄県	10.7	川崎市	3.8
茨城県	8.8	兵庫県	10.6			相模原市	4.1
栃木県	13.7	奈良県	12.1			新潟市	9.4
群馬県	13.3	和歌山県	7.7			静岡市	5.9
埼玉県	6.9	鳥取県	13.2			浜松市	8.4
千葉県	6.0	島根県	18.8			名古屋市	6.9
東京都	7.2	岡山県	12.9			京都市	4.3
神奈川県	6.2	広島県	13.3			大阪市	3.5
新潟県	14.9	山口県	13.9			堺市	8.2
富山県	14.7	徳島県	9.4			神戸市	17.0
石川県	13.6	香川県	15.8			岡山市	16.7
福井県	15.6	愛媛県	11.8			広島市	7.6
山梨県	10.4	高知県	11.1			北九州市	11.9
長野県	13.1	福岡県	8.8			福岡市	9.1
				都道府県計*	11.3	政令市計	6.6
				※政令市除く		全国計	9.9

○諸外国の都市における公園の現況 (m²/人)



○平成23年度末都市の緑地の保全・緑化に関する施策の実施現況 (H24.3.31 現在)

	平成23年度末		平成22年度末(参考)		増加量(H23-H22)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
緑の基本計画	650	—	648	—	2	—
歴史的風土保存区域	32	22,487	32	22,487	0	0
歴史的風土特別保存地区	60	6,428	60	6,428	0	0
第1種・第2種歴史的風土保存地区	—	2,404	—	2,404	—	0
近郊緑地保全区域	25	97,330	25	97,330	0	0
近郊緑地特別保全地区	30	3,718	27	3,516	3	201
特別緑地保全地区	442	2,412	419	2,369	23	43
管理協定	1	2	1	1	0	1
地区計画等緑地保全条例	2	38	2	38	0	0
風致地区	762	170,724	762	170,728	0	-4
市民緑地	172	100	162	90	10	9
保存樹木(施行令第1項)※1	—	3,814	—	3,834	—	-20
保存樹林(施行令第2項イ)	199	65	199	67	0	-2
保存樹林(施行令第2項ロ)※2	29	1,424	29	1,424	0	0
緑地協定	1,895	5,694	1,886	5,755	9	-61
認定緑化施設整備計画※3	28	—	28	—	0	—
緑化地域	3	60,425	3	60,425	0	0
地区計画等緑化率条例	55	717	45	604	10	114

※1 保存樹木の単位は本 ※2 保存樹林(ロ)の単位はm ※3 認定緑化施設整備計画の箇所数は認定件数の累計

上記に関する制度等の概要(参考)

制度等の名称(根拠法)	制度の概要
緑の基本計画 (都市緑地法)	市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を基本計画に定め、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施する。
歴史的風土保存区域 (古都保存法)	古都における歴史的風土を緩やかに保存するために、区域内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更など、一定の行為を届出・勧告制とする。
歴史的風土特別保存地区 (古都保存法・明日香法)	古都における歴史的風土を現状凍結的に保存するために、地区内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更等、一定の行為を許可制とする。なお、明日香村の区域については、第1種と第2種に区分し、それぞれの許可基準を定めている。
近郊緑地保全区域 (首都圏・近畿圏近郊緑地保全法)	良好な自然的環境を形成する緑地について木竹の伐採、建築行為、土地の形質の改変等一定の行為を届出制とし、無秩序な市街地化を防止する。
近郊緑地特別保全地区 (首都圏・近畿圏近郊緑地保全法)	良好な自然的環境を形成する緑地について木竹の伐採、建築行為、土地の形質の改変等一定の行為を許可制とし、緑地を現状凍結的に保全して、豊かな緑を将来に継承する。
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	
管理協定 (都市緑地法)	地方公共団体等が、特別緑地保全地区等の土地所有者と協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行い、管理の負担を軽減する。
地区計画等緑地保全条例 (都市緑地法)	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画等を活用して現状凍結的に保全する。
風致地区 (都市計画法)	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定め、地区内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更等、一定の行為を許可制とする。
市民緑地 (都市緑地法)	雑木林・屋敷林等の緑地の所有者や人工地盤・建築物等の緑化を行う事業者と地方公共団体等が契約を結び、緑地や緑化施設を地域の人々の利用のために公開する。
保存樹木・保存樹林 (樹木保存法)	都市計画区域における、一定の基準を満たす樹木または樹木の集団(樹林地・いげき)について市町村長が指定し、保存を図る。
緑地協定 (都市緑地法)	土地所有者等が合意により緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、市街地の良好な環境を確保する。
認定緑化施設整備計画 (都市緑地法)	民間の建築物の屋上、空地等敷地内を緑化する計画(緑化施設整備計画)について、市町村長が認定する。
緑化地域 (都市緑地法)	一定規模以上の敷地面積における建築物の新築や増改築を行う場合に、都市計画で敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、都市中心部等緑が不足している市街地の緑化を図る。
地区計画等緑化率条例 (都市緑地法)	一定規模以上の敷地面積における建築物の新築や増改築を行う場合に、地区計画等で敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、都市中心部等緑が不足している市街地の緑化を図る。